

消費税率の引上げに伴う 上下水道料金改定のお知らせ

令和元年10月1日から水道料金と下水道料金が新料金にかかります。

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、浦臼町の水道料金と下水道料金を改定させていただくことになりました。

今回の改定は、上下水道料金の値上げではなく、増税分のみでの改定となっています。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

上下水道料は、令和元年9月以前から継続してご使用中の場合は、令和元年11月1日以降の検針分から新料金が適用されます。

水道料金

(改正前 消費税率8%)

(円)

用途別	基本料金 (税抜き額)	超過料金1㎡につき (税抜き額)
家事用 8㎡まで	2,430 (2,250)	302.4 (280)
軽減世帯 8㎡まで	1,803.6 (1,670)	
業務用 16㎡まで	5,184 (4,800)	324.0 (300)
浴場用 100㎡まで	22,950 (21,250)	226.8 (210)
臨時用	1㎡につき680.4 (630)	
休栓料	1か月につき324 (300)	



(改正後 消費税率10%)

(円)

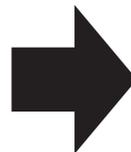
用途別	基本料金 (税抜き額)	超過料金1㎡につき (税抜き額)
家事用 8㎡まで	2,475 (2,250)	308 (280)
軽減世帯 8㎡まで	1,837 (1,670)	
業務用 16㎡まで	5,280 (4,800)	330 (300)
浴場用 100㎡まで	23,375 (21,250)	231 (210)
臨時用	1㎡につき693 (630)	
休栓料	1か月につき330 (300)	

下水道料金

(改正前 消費税率8%)

(円)

用途別	基本料金 (税抜き額)	超過料金1㎡につき (税抜き額)
一般 8㎡まで	1,944 (1,800)	42㎡までの水量 248.4 (230) 42㎡を超える水量 291.6 (270)
軽減世帯 8㎡まで	972 (900)	
公衆浴場	1㎡につき44.28 (41)	
家事用 デイスポージャー	1台につき540 (500)	



(改正後 消費税率10%)

(円)

用途別	基本料金 (税抜き額)	超過料金1㎡につき (税抜き額)
一般 8㎡まで	1,980 (1,800)	42㎡までの水量 253 (230) 42㎡を超える水量 297 (270)
軽減世帯 8㎡まで	990 (900)	
公衆浴場	1㎡につき45.1 (41)	
家事用 デイスポージャー	1台につき550 (500)	

※実際の請求額は端数を切り捨てた額となります。なお()は本体価格を表します。

問合せ・詳細は	役場建設課技術係	電話 68-2113番
	西空知広域水道企業団	電話 76-2485番

上下水道料金の軽減制度について

浦臼町の上水道は西空知広域水道企業団で末端給水を行っています。水道料金および下水道料金に関して、基本料金の軽減制度があります。

・水道料金

(1) 生活保護世帯 (2) 70歳以上の単身世帯 (3) 母子及び父子家庭のうち児童扶養手当の受給者以上のいずれかであってかつ、

○70歳以上の単身世帯の場合は道町民税が非課税の場合。

○母子及び父子家庭は道町民税が非課税世帯及び均等割のみの課税世帯の場合。

・下水道料金

(1) 生活保護世帯 (2) 65歳以上の老人世帯 (3) ひとり親家庭のうち児童扶養手当の受給者以上のいずれかであってかつ、

○65歳以上の世帯の場合は道町民税が非課税の場合。

○ひとり親家庭は道町民税が非課税世帯及び均等割のみの課税世帯の場合。

どちらについても毎年申請の手続きが必要です。該当の方は申し出てください。

軽減については本人申請となります。西空知広域水道企業団又は浦臼町から該当する旨の通知はありませんのでご注意ください。

上水道の工事をする場合には西空知広域水道企業団の指定工事店、下水道の工事をする場合には浦臼町の指定を受けた工事店でなければ工事はできません。

工事をする場合には届出が必要になります。

問合せ・詳細は	役場建設課技術係	電話 68-2113番
	西空知広域水道企業団	電話 76-2485番

年金生活者支援給付金制度がはじまります



公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして年金生活者支援給付金が支給されます。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは日本年金機構（年金事務所）が実施します。

高齢者への給付金

以下の要件をすべて満たしている方が対象になります。

- ・65歳以上で老齢基礎年金を受給している
- ・世帯全員が市町村民税非課税である
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

障害者や遺族への給付金

以下の要件をすべて満たしている方が対象になります。

- ・障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している
- ・前年の所得額が約462万円以下である

請求手続き

平成31年4月1日以前から年金を受給している方の場合、対象となる方には日本年金機構から請求手続きのご案内が届きます。同封のはがきを記入し、日本年金機構に郵送してください。

平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方の場合、年金の請求手続きと併せて砂川年金事務所または役場くらし応援課住民係で請求手続きをしてください。

問い合わせ先

年金生活者支援給付金に関するご相談やご質問は、給付金専用ダイヤル(0570-05-4092)または砂川年金事務所(0125-28-9002)へお電話ください。

国民健康保険税は納期内に必ず納めましょう!!